岩手県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者及び関係人の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成31年2月26日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

- 1 通知すべき書面 一般国道342号改築工事(白崖工区・岩手県一関市花泉町涌津字下吉田地内から同市花泉町永井字三本木地内まで)に伴う収用事件に係る審理開始通知書
- 2 通知を受けるべき土地所有者及び関係人の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏 名		
神奈川県厚木市戸田488番地の2 セラヴィSHIMAYA101	印南 博		

3 収用し、又は使用しようとする土地等の表示

土地の所 在	地番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用しようとす る土地の面積	使用しようとす る土地の面積	実地の 状況	備考
岩手県一	96番28	原野	1,843 m²	48. 64 m²	48. 64 m²	_	原野	別図に①ないし④と
関市花泉				1, 797. 57 m ²	49. 52 m²	7. 65 m²	山林	して赤色で、⑤ない
町永井字					7. 15 m²	4. 41 m²		し⑦として緑色で表
三本木					72. 82 m²	8.87 m²		示する部分

4 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局において縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成31年3月12日をもって通知があったものとみなされます。